

資料1 地方公務員法等の一部改正、会計年度任用職員制度の概要及び本市における制度移行の考え方

1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正の概要

(1) 目的

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員(一般職・特別職・臨時的任用の3類型)について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度を創設するとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

(2) 地方公務員法の一部改正（適正な任用等の確保）

ア 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」(臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等)として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、任期の更新を繰り返す等、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

イ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

(3) 地方自治法の一部改正（会計年度任用職員に対する給付を規定）

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

(4) 施行期日

令和2年(2020年)4月1日

2 会計年度任用職員制度の概要

(1) 会計年度任用職員とは、一会计年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の非常勤の職員をいう。

(2) 勤務時間に応じて次のとおり区分される。

ア フルタイム会計年度任用職員（本市において任用はない。）

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務をする職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの。

イ パートタイム会計年度任用職員（本市において、単に「会計年度任用職員」という。）

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務をする職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。

3 本市における制度移行の考え方

<現行>		非常勤嘱託職員 (特別職非常勤職員)	臨時的任用職員 (一般職非常勤職員)
職務	特定の学識・経験を必要とする職、補助的・定型的業務		臨時的・一時的業務、欠員代替等
任用根拠 (地方公務員法)	第3条第3項第3号		第22条第5項

<移行後>		特別職非常勤職員 ※	会計年度任用職員 (一般職非常勤職員)
職務	特定の学識・経験を必要とする職(限定)	月額	日額、時間額
任用根拠 (地方公務員法)	第3条第3項第3号	補助的・定型的業務、臨時的・一時的業務、欠員代替等	

※ 産業医、精神衛生相談医、公益通報外部相談員及び一部の医師等に限る。